

復興推進会議運営要領

平成 24 年 2 月 14 日
復興推進会議議長決定

復興推進会議令（平成 24 年政令第 23 号）第 4 条の規定に基づき、復興推進会議（以下「会議」という。）の運営について、以下のとおり決定する。

（会議の運営）

第 1 条 会議の議事の手続その他会議の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（開催）

第 2 条 会議は、議長が招集する。

（関係者の出席）

第 3 条 議長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

（審議の内容等の公表）

第 4 条 会議において配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公表する。

2 会議終了後、遅滞なく、会議における審議の内容等を、適当な方法により、復興庁において公表する。

（議事要旨）

第 5 条 会議の終了後、速やかに、会議の議事要旨を作成し、復興庁においてこれを公表する。

（議事録）

第 6 条 議長は、会議の議事録を作成し、会議に諮った上で、一定期間を経過した後にこれを公表する。

2 前項にかかわらず、議事録が不開示情報を含むなど公表が適当でないと認める場合は、議長が会議の決定を経て非公表とすることができる。

（雑則）

第 7 条 この運営要領に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、議長が定める。